

# 平成 30 年度第 11 回阿波おどり実行委員会 会議次第

平成 31 年 2 月 1 日（金） 午後 3 時～  
中央公民館 302 会議室

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 平成 30 年度阿波おどり事業の決算処理について
  - (2) 阿波おどり振興協会との協議について
  - (3) 阿波おどり事業検証有識者会議の検証結果について
- 3 閉 会

## [別添資料]

- 資料 1 平成 30 年度阿波おどり事業決算見込み
- 資料 2 阿波おどり振興協会との協議状況
- 資料 3 阿波おどり事業検証結果についての提言書・概要・別紙



## 平成 30 年度 阿波おどり事業決算見込み (平成 31 年 1 月 31 日現在)

## 貸借対照表

平成31年3月31日現在

科目	金額 円
阿波銀行/徳島市役所	6,929,525
【現金及び預金】	6,929,525
未収入金	
【流動資産】	6,929,525
工具器具備品	5,615,610
(有形固定資産)	5,615,610
【固定資産】	5,615,610
【資産の部】	12,545,135
未払金	36,464,010
【流動負債】	36,464,010
【負債の部】	36,464,010
繰越利益剰余金	△ 23,918,875
【純資産の部】	△ 23,918,875
【負債及び純資産の部】	12,545,135

未払い金	36,464,010
現金及び預金	6,929,525
差引 資金不足額	29,534,485

## 損益計算書

自 平成30年4月26日

至 平成31年3月31日

科目	金額 円
栈敷入場料収入	130,856,000
選抜入場料収入	33,114,400
補助金収入	26,294,000
シャトルバス整理料収入	3,365,230
演舞場広告収入	26,492,159
協賛金収入	9,424,840
雑収入	9,124,986
雑収入(広告・協賛)	1,055,529
受取利息	60
【純売上高】	239,727,204
〔売上総利益〕	239,727,204
負担金	1,360,000
賃金	2,284,008
減価償却費	2,406,690
賃借料	13,645,680
修繕費	1,047,600
備品購入費	3,558,446
消耗品費	3,826,574
光熱水料費	840,971
旅費交通費	21,340
手数料	8,455,618
租税公課費	149,286
保険料	989,580
通信運搬費	683,183
会議費	6,000
印刷製本費	497,261
委託費	208,901,838
支払助成金	13,854,000
支払報酬	119,784
雑費	998,220
【販売費及び一般管理費】	263,646,079
〔営業利益〕	△ 23,918,875
〔経常利益〕	△ 23,918,875
〔税引前当期純利益〕	△ 23,918,875
〔当期純利益〕	△ 23,918,875
〔期末繰越利益剰余金〕	△ 23,918,875



## 阿波おどり振興協会との協議状況

項目	阿波おどり振興協会 意見	阿波おどり実行委員会 意見
1 検証 (1) 総おどりに対する検証 (2) 前夜祭の出演に至る経過	<p>県協会だけで新たな演出は出来たのではない か。最後に観客と踊る演出も南内町では何十年 も前から実施していた。</p> <p>他組織の執行部の人事介入を出演の条件にし たことについて、何らかの謝罪の意思表示があ っても良いのではないか。</p>	<p>22時以降に有名連ばかりが踊る演出を考える 中で、有名連である阿波おどり振興協会に参加 してもらった方が盛況に実施できると考えた。</p> <p>お互い昨年は色々あったが、未来志向で来年 度の阿波おどりを盛況に実施できるよう協力し てほしい。</p>
2 総おどり	<p>南内町は人気のない演舞場なので、総おどり がなくなったらすぐ前のようにさびれてしま う。市役所と南内町で2日ずつ踊るのが良いの でないか。</p> <p>これまで南内町で協力してくれていた職員が ついてくれるなら、4演舞場で踊ることは可能。</p>	<p>これまで南内町で協力してくれていた職員が 対応可能かどうか確認する必要があるが、対応 は可能と考えている。</p>
3 前夜祭	<p>29年度のような構成、舞台監督、照明、音響 などが配置できるなら問題ない。</p>	<p>29年度のような運営を考えている。</p>
4 事務所	<p>市で、県協会、保存協会も合わせて持ってほ しい。</p>	<p>他の事業との公平性を考えると、市で事務所 を持つことは難しい。</p>
5 出演料の廃止・参加費	<p>金額が出ていないので何とも言えないが、実 行委員会が決定する前に意見は聞いてほしい。 有料演舞場に参加費をとるのであれば無料演 舞場にしなければならぬと考えている。</p>	<p>実行委員会で決定する前には、阿波おどり振 興協会に限らず、徳島県阿波踊り協会等の意見 は聞きたい。</p>



## 阿波おどり事業検証結果についての提言書 概要

項目	概要
1～3	中間報告と同じ
4 運営体制等について	
(1) 評価機関の常設	ア 事業を評価し、阿波おどりをより良くしていくため、外部の視点で客観的に評価できる機関を常設する必要がある。
(2) 行政（市）の関わり	ア 阿波おどりは、地域の伝統文化、祭りであり、さらに、興行性の高い一面があることから、市が中心的に関与することは避けるべき。 イ 他の祭りを参考に、NPOや商工団体が中心になるべき。 ウ 公益性の高いわか連やシャトルバスに対する支援は行政本来の役割であり継続する。
(3) 民間委託による阿波おどり事業の実施	
① 民間委託導入の必要性	ア 阿波おどり事業が赤字になった場合に税金で補てんするような仕組みは避けるべき。 イ 民間のアイデアやノウハウを活用することで、阿波おどり事業を健全かつ持続的に実施するとともに、収支の責任を明確にするため、民間委託を導入する必要がある。
② 民間委託の導入方法	ア 事業期間を3年～5年とし、コンペ方式で決定する。 イ 収益の一部を基金に積み立てる仕組みを構築することで、計画的な栈敷改修や、市民への還元を図る。
③ 導入にあたっての課題	ア 実行委員会が事業をコントロールするため、事業者に対して、資料を求めた場合の迅速な対応や、速やかな決算状況の報告義務を課す。 イ 地域の伝統文化である阿波おどりを地域のものとして継承していくため、実行委員会と事業者による定期的な協議の場を設け、運営協議会の参加も考える。

項目	概要
(4) 運営体制の課題	<p>ア 民間委託導入までの間も、阿波おどり事業の赤字を税金で補てんするような事態を避けるべき。</p> <p>イ 赤字を出さない阿波おどりの仕組みが構築できれば現在の運営体制を継続しても良いが、市に替わる事業の担い手は引き続き検討すべき。</p>
5 チケット関係	
(1) チケット料金	
① 前夜祭・選抜阿波おどり	ア 現在の有料演舞場と同程度の料金設定が適正なのかを検討することは可能である。
② 有料演舞場	ア 市役所前演舞場をプレミアム化する場合は、料金改定が可能と考える。
③ 料金改定にあたって	ア 料金改定の際は、それに見合う価値を付加することや、リピーター確保のために演出方法の違いを情報発信することが必要である。
(2) チケット販売方法	ア 発券機等を使い慣れていない方のために、対面販売も必要である。
6 出演料の廃止と参加費の創設	
(1) 自分たちで支えるという意識改革	<p>ア 地域の貴重な伝統文化である阿波おどりを継承していくためには参加者自身が自分たちで阿波おどりを支えていこうとする意識改革が必要である。</p> <p>イ そこで、全国の祭りを参考に、有名連への出演料は廃止し、おどり連からは参加費をいただくこととする。</p>
(2) 参加費の例	ア 参加費はあまり負担感のない水準にし、みんなで支えているという意識付けを行う。
(3) 出演料廃止の際の留意点	ア 有名連に対しては駐車場代や弁当代を支出するとともに、にわか連に対する運営支援は拘束時間を考えてもう少し引き上げて良い。



項目	概要
(4) 多様な財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="316 353 649 456">① 多様な財源の確保</li> <li data-bbox="316 465 649 613">② 体験型阿波おどりの拡充による収入確保</li> </ul>	ア 広く協賛金を募る仕組みを構築することで、より安定的に運営することが可能となる。 ア 見る観光から体験する観光へ移行しており、にわか連参加者にはっぴやうちわを提供することで参加意識を増加させるとともに、料金改定が可能になると考えている。
7 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="240 741 619 786">(1) 阿波おどりの名称</li> <li data-bbox="240 913 619 958">(2) 演舞場張り付け方法</li> <li data-bbox="240 1077 619 1122">(3) 人出の推計方法</li> <li data-bbox="240 1294 619 1339">(4) 契約のあり方</li> <li data-bbox="240 1518 619 1563">(5) 利用者負担の適正化</li> <li data-bbox="240 1682 619 1727">(6) 積極的な広報</li> </ul>	ア 県外でPRを行う場合は名称に「とくしま」を加えることでより認知度が高まることから、名称を使い分けることも良い。 ア 学生連などの中にはすばらしい踊りができるところもあるので、人材育成の面からも有料演舞場で優先的に踊れるよう検討する。 ア 全国の祭りの状況や経費負担の観点から、例年どおりの推計方法もやむを得ないが、客観的な数値の測定による推計方法を引き続き今後の研究課題とする。 ア 今後においても、随意契約を行う場合は法で認められた理由に照らし合わせながら契約を行うとともに、経費のかからない範囲で順次入札業務を拡大する努力を行う。 ア 無料演舞場、シャトルバス、臨時駐車場は公益性があるものの、漫然と赤字で良いのではなく、利用者負担について検討の余地がある。 ア 県内外への積極的な広報を行ない、イメージアップや集客効果の拡大に努めることが必要である。

【阿波おどり事業検証有識者会議の意見】

阿波おどりは、徳島の重要な観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統文化であることを、参加するすべての方々が再認識し、みんなで支え合っていくことが基本と考えている。

有識者会議では、こうしたことを踏まえ、未来にわたって阿波おどりが持続的・安定的かつ発展的に実施できるよう、今回の提言書を取りまとめた。

阿波おどり実行委員会は、今後も阿波おどりを盛況かつ未来にわたってしっかり継承できるよう、この提言書を十分に尊重し取り組んでいただくことを強く要望する。

# 阿波おどり事業検証結果についての提言書

平成31年1月24日  
阿波おどり事業検証有識者会議



はじめに

阿波おどりは、徳島が世界に誇る観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統文化です。

しかし、平成30年2月に、阿波おどり事業特別会計の累積赤字の解消策等に関する調査報告書において、「昨年まで阿波おどりを実施していた徳島市観光協会が多額の累積赤字を解消しつつ阿波おどり事業を継続していくことは困難であり、阿波おどり事業を円滑かつ健全に実施できるよう、事業の運営体制の見直しを検討すること」が指摘されました。

そこで、徳島市は、4月下旬に、阿波おどりの新たな実施主体である「阿波おどり実行委員会」と、その諮問機関である「阿波おどり運営協議会」を設置し、今年度の阿波おどりの開催に向けて準備を進めてきました。

今年度の阿波おどりは、新たな運営体制で初めての開催となりましたが、徳島市観光協会の破産決定を巡り、その確定が平成30年5月末ころまで長引くなどの事情により、限られた時間の中、可能な範囲で契約の実施方法を見直すとともに、すべての有料演舞場における22時以降の有名連のみのフィナーレや、絢爛豪華な前夜祭の演出、秋田町おどりロードの新設など、にぎわいの創出に取り組んできました。

しかし、チケット販売率の低迷や、阿波おどり振興協会が実施していた「総おどり」（以下「総おどり」という。）を中止にしたことに関して阿波おどり自体が中止になるとの誤解を多くの人に与えるなどのトラブルが生じるとともに、課題が数多く出てきました。

こうしたことから、今年度の阿波おどり事業において生じた様々な課題について検証し、阿波おどりを持続的・安定的に行うために、透明性・客観性を確保しつつ弁護士や公認会計士、おどり連関係者などからなる阿波おどり事業検証有識者会議が設置され、運営体制や、踊りの演出方法、チケットの販売方法など、様々な観点から検討を行ってまいりました。

阿波おどり事業検証有識者会議では、未来にわたって阿波おどりが持続的・安定的かつ発展的に実施できるよう、平成30年9月28日から平成31年1月23日まで計6回の会議の中で様々な観点から議論を行ない、提言書として取りまとめました。

私たち委員一同は、阿波おどり事業の検証結果について、次のとおり提言します。

## 目 次

はじめに

1 収支について	1
2 開催概要関係	2
(1) 開催日程	2
(2) 演出方法等	2
① 前夜祭・選抜阿波おどり	2
② 有料・無料演舞場、おどり広場、おどりロード	2
③ 「総おどり」	3
3 阿波おどり振興協会との関係	4
4 運営体制等について	4
(1) 評価機関の常設	4
(2) 行政（市）の関わり	5
(3) 民間委託による阿波おどり事業の実施	5
① 民間委託導入の必要性	5
② 民間委託の導入方法	6
③ 導入にあたっての課題	6
(4) 運営体制の課題	7
5 チケット関係	12
(1) チケット料金	12
① 前夜祭・選抜阿波おどり	12
② 有料演舞場	12
③ 料金改定にあたって	12
(2) チケットの販売方法	12
6 出演料の廃止と参加費の創設等	13
(1) 自分たちで支えるという意識改革	13
(2) 参加費の例	13
(3) 出演料廃止の際の留意点	14
(4) 多様な財源の確保	14
① 多様な財源の確保	14
② 体験型阿波おどりの拡充による収入確保	15
7 その他	15
(1) 阿波おどりの名称	15
(2) 演舞場張り付け方法	15

(3) 人出の推計方法 .....	15
(4) 契約のあり方 .....	16
(5) 利用者負担の適正化 .....	16
(6) 積極的な広報 .....	17
さいごに .....	18
<b>【参考資料】</b> .....	19
1 全国の祭りの開催状況 .....	19
2 決算関係 .....	22
(1) 損益計算書（正味財産増減計算書）推移 .....	22
(2) 事業別収支の状況 .....	23
3 阿波おどり事業検証有識者会議開催概要 .....	31
4 阿波おどり事業検証有識者会議委員名簿 .....	32
5 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱 .....	33

## 1 収支について

今年度の阿波おどり事業は、支出は昨年度と比較して約 1,340 万円増加（表 1 a 参照）しました。これは、学校や公園を活用して開設していた 7 つの臨時駐車場のうち、昨年度まで臨時駐車場を運営していた 5 つの団体が運営を辞退したことにより、今年度から阿波おどり実行委員会が 5 つの臨時駐車場を運営することになったため、約 800 万円の経費が発生するとともに、破産管財人から阿波おどり事業に必要となる物品を購入したことにより、購入費約 270 万円や減価償却費約 320 万円などが発生したためです。

一方、収入は昨年度と比較して約 2,970 万円減少（表 1 b 参照）しました。これは、前述の 5 つの臨時駐車場を運営したことによって、約 460 万円の駐車場収益を得たものの、チケット販売率の低迷から、チケット収入が約 3,400 万円減少（表 1 c 参照）したためです。

この結果、今年度の阿波おどり事業の収支は、現時点で約 2,500 万円の赤字（表 1 d 参照）となる見込みですが、過去の決算状況との比較から、今年度の支出面については、主催団体の変更に伴う経費の増加以外は大きな増減はなく、今年度の阿波おどり事業が赤字となったのは、チケット販売率の低迷が主たる原因であることは明白です。

今後は、チケット販売の改善が必要なことは言うまでもありませんが、安定的な収支構造への転換や、阿波おどりをみんなで支え合う仕組みづくりを行うなど、時代とともに変化する環境に合わせ、常に身の丈に合った事業費となるよう、演舞場の数や規模、交通規制区域を検討していく必要があります。

【表 1 阿波おどり事業の収支状況】

(単位 千円)

	平成 28 年度 決算	平成 29 年度 決算概算 ア	平成 30 年度 決算見込 イ	差引イーア
収入	277,608	269,349	239,614	b △29,735
チケット収入	196,914	197,921	163,861	c △34,060
支出	286,301	251,484	264,869	a 13,385
収支	△8,693	17,865	d △25,255	△43,120

注 1) 平成 29 年度の数值は、平成 29 年 10 月に開催された阿波おどり実行委員会で、観光協会が配付した決算見込みの数值。

注 2) なお、平成 30 年度の決算には、徳島市が負担した事務局経費が計上されていない。これは、平成 28 年度については、徳島市観光協会においても、同事業にかかる人件費（臨時職員は除く）・光熱水費などのいわゆる本部経費が計上されておらず、平成 29 年度も同様であるため、比較検討することから計上しなかったものである。



## 2 開催概要関係

### (1) 開催日程

収支改善のためには、チケット収入を向上させる必要があります。

チケット販売が曜日の影響を受けられることから、定量的に検証のうえ、開催日程を現在のように12日から15日とするのではなく、土・日曜日を含む曜日で固定するという方式に変更することが考えられます。

ただし、県内の阿波おどりは、鳴門市の阿波おどりの次に徳島市の阿波おどり、続いて県内各地の阿波おどりと順次開催しており、四国内でも、高知のよさこい祭りに続き徳島の阿波おどりを巡る観光日程が存在します。

日程変更を行う際は、県内の阿波おどり主催団体や周辺自治体と協議が必要になりますので、協議が整うまでは、これまで通りの日程で開催することとなります。

将来的に日程調整する場合には、次のような日程を検討しても良いのではないのでしょうか。

〔開催日程〕 8月第2週の土曜日を含む木曜日から日曜日

### (2) 演出方法等

#### ① 前夜祭・選抜阿波おどり

今年度のチケット販売率は低迷しました。前夜祭と選抜阿波おどりのチケット販売率は、有料演舞場のチケット販売率と比較して、減少率は小さくなっており、例年、前夜祭と選抜阿波おどりは高い販売率を維持していることから、この2つについては、実施場所、規模、演出方法等、これまで通り開催しても良いと思われませんが、毎年同様の演出方法を続けるのではなく、常に来場者に喜んでいただけるような新たな演出方法を検討するとともに、発信していく必要があります。このため、インターネットなどを活用したアンケートを実施し、演出に対するニーズを主催者が把握するとともに、おどり連の方々とも共有する仕組みづくりも必要でしょう。

なお、今年度の前夜祭については、阿波おどり実行委員会は、阿波おどり振興協会に対して参加要請をしませんでした。前夜祭を盛況に開催するためには、阿波おどり振興協会を含めた演出方法を検討する必要があると考えます。

#### ② 有料・無料演舞場、おどり広場、おどりロード

今年度の阿波おどりは、4つの有料演舞場、3つの無料演舞場、3つのおどり広場、2つのおどりロードで開催されました。阿波おどりは、期間中延べ700連を超える踊り手の皆さんが演舞場等に踊り込むとともに、主催者発表では100万人を超える来場者があることから、見る場所と踊る場所の確保は

重要な問題です。今年度新たに開設された秋田町おどりロードも多くのおどり連が参加しており、来場者も多かったと聞いていることから、これらは、実施場所、規模については、これまで通り開設することが望ましいと考えます。

演出方法については、有料演舞場の魅力向上策として、体験型阿波おどりの拡充や、2部の来場者数を確保するため、開始時間を30分早め、1部の開催時間を17時30分から19時30分、2部の開催時間を20時から22時とする、といった案が出ました。

一方、これまでもチケット販売率の低かった市役所前演舞場については、他の演舞場と同様に見る場所と踊る場所の確保を考えて、廃止ではなく、現状より規模を小さくして無料演舞場に変更することで経費を抑える意見や、有料演舞場として残す場合は、さらなる魅力向上策の検討が必要であるという意見が出ましたが、さらに検討が必要です。

市役所前演舞場の魅力向上策としては、例えば、次のような案が出ましたが、今後、より良い意見を求め、市民から意見を公募することも考えられます。

- ア 市役所前演舞場の2部は、有名連のみが踊るプレミアム演舞場とし、「総おどり」と組み合わせることで、さらに価値を高める。
- イ 後半の来場者数を確保するため1部制に変更し、21時以降は無料開放するとともに、その効果を検証し、他の演舞場への拡大を検討する。

このほか、今年度の有料演舞場では、22時以降に有名連のみが踊り込むとともに、最後は観客が有名連と一緒に演舞場に踊り込む演出方法がとられました。

関西圏から日帰り旅行が可能なことなどから、1部より2部のチケット販売率が低下するのはやむを得ない面もありますが、今回の有料演舞場における演出方法は、来場者からは好評をいただいているとも聞いていることから、2部の魅力向上策として引き続き実施しても良いと考えます。また、その広報に努めることも必要です。

### ③ 「総おどり」

今年度の阿波おどりが全国的に大きく報道されたのは、「総おどり」中止の影響があることは間違いありません。

「総おどり」の課題としては、一つの演舞場でしか実施できないため、同じ料金を負担するにもかかわらず、他の演舞場と演出方法が大きく変わって

しまうことを挙げられています。

ただ、全国的にこれだけ注目を浴びた「総おどり」ですから、より効果的に実施することで、前述の課題を解決しつつ、阿波おどり全体の魅力向上を図る方策を検討していく必要があります。

「総おどり」については、有識者会議の中では、日別に有料演舞場の場所を変更して実施する案や、市役所前演舞場で実施するという案が出されました。

しかし、「総おどり」を実施するためには、阿波おどり振興協会の協力が必要ですので、同協会の意見も踏まえ、踊り手と見物客にとってより良い実施方法を選択する必要があります。

### 3 阿波おどり振興協会との関係

阿波おどりは、見物客や踊り手、地域住民など非常に多くの人間が市内中心部の限られた空間の中にいる状態で開催されます。このため、主催者は、市内中心部において交通規制を行ない、警察や消防、地域の皆さまなど多くの方の協力を得るとともに、必要な警備員を手配しながら、安全確保に取り組んでいます。

当然、安全で安心な阿波おどりを開催するためには、こうした主催者側の努力だけではなく、見物客や踊り手、地域住民など、すべての人の協力が必要になります。

しかし、阿波おどり振興協会が「総おどり」を強行しなければならなかった過程において、主催者である阿波おどり実行委員会と阿波おどり振興協会との対話が十分でなかったことは否めません。

阿波おどりを安全かつ盛況に開催するためには、すべてのおどり団体の協力が必要ですので、来年度以降、阿波おどり振興協会に限らず、こうした事態が発生しないよう主催者として取り組む必要があります、さらにできる限り早期に阿波おどり振興協会と協議の場を設ける必要があると考えます。

なお、阿波おどり実行委員会と阿波おどり振興協会は、話し合いをする際は、来年度の阿波おどりをいかに盛況に開催するか、未来志向で、前向きに話し合いを進めることを望みます。

### 4 運営体制等について

#### (1) 評価機関の常設

今年度の阿波おどりは、実施主体である阿波おどり実行委員会と、その諮問機関である阿波おどり運営協議会の2層構造で運営されました。

阿波おどり運営協議会は、徳島市観光協会が実施していた頃の阿波おどり実行委員会委員を中心に構成されており、新たな実施主体である阿波おどり実行委員会は、これまで徳島市観光協会が実施していた頃に主催者の一員であった徳島新聞社を含め、経済団体などを構成員とし、幅広い意見を吸い上げるとともに現実的に事業を実施できる体制という面では理解できる構成となっていま

す。

ただ、阿波おどり事業を評価し、翌年以降の阿波おどりをより良いものにしていくためには、今年度の阿波おどり事業を検証するために設置された我々のような外部の視点が重要であり、特に収益部分について利害関係を持たない弁護士や公認会計士など、阿波おどり事業を外部の視点で客観的に評価できる評価機関を来年度以降も常設するとともに、実効性のある組織とする必要があります。

## (2) 行政（市）の関わり

阿波おどりは、徳島市にとって重要な観光資源であるとともに、市民の生活の一部となっている伝統文化である一方で、8月の阿波おどり事業は、収入の7割をチケット収入が占めるという興行性の高い一面もあります。

ところで、全国の祭りの事務局体制を見ると、事務局はNPOや商工団体などに置かれ、その代表が実行委員長となっています。

阿波おどりにおいても、阿波おどりが地域の伝統文化、祭りということを考えれば、今年度の阿波おどりのように行政中心ではなく、本来は民間中心で運営すべきものであり、これにより阿波おどりの伝統と興行の両面をさらに発展させることができると考えます。したがって、速やかに実行委員会の要綱を改定し、民間団体から新委員長を選任すべきです。

ただし、行政の役割として、交通規制区域の調整、無料演舞場や臨時駐車場の設営、シャトルバスの運営など、公益性が高いものや民間だけでは実施が困難な部分への人的・財政的サポートは欠かせず、今後もその使命は果たすべきと考えます。

## (3) 民間委託による阿波おどり事業の実施

### ① 民間委託導入の必要性

阿波おどり事業の課題の一つは、赤字となった場合の責任の所在が明確ではないということです。昨年度まで阿波おどり事業を実施してきた徳島市観光協会では、徳島市が損失補償をしていたために、収支均衡に対する視点が欠如し、当事者意識が希薄になったものと考えられます。

前述したように、公益性のある部門に対して補助金を支出することは良いとしても、阿波おどり事業が赤字となった場合に、昨年度までの徳島市観光協会と同様に、税金で補てんするような仕組みは避けなければなりません。

こうしたことを踏まえると、民間事業者等が有するアイデアやノウハウを最大限活用することにより、効率的に事業を実施することで経済性を追求するとともに、協賛金を増加させたり、新たな収入源を確保することにより、チケット収入に大きく依存している阿波おどり事業の収益構造を変え、より

阿波おどり事業を健全に、かつ持続的に実施するとともに、収支の責任を民間事業者等が負うことになる、地方公共団体が実施する指定管理者制度のような手法を、阿波おどり事業に取り入れる必要があると考えます。

## ② 民間委託の導入方法

阿波おどり事業全体を担う事業者を、コンペ方式で決定します。この場合、事業期間を3年～5年とすることで、事業者は計画的かつ安定的な運営を提案することができると考えます。さらに、阿波おどり事業を実施する中で、運営主体である阿波おどり実行委員会に収益の一部が納付され、これを徳島市にある阿波おどりの振興のために設けられている阿波おどり振興基金に一定額を積み立てる仕組みが構築できれば、計画的な栈敷改修に備えるとともに、阿波おどり事業で得た収益の一部を広く市民に還元できることとなります。

また、阿波おどり事業を担う事業者の決定過程の透明化を図ることで、対外的な説明責任を果たすことができるとともに、前述のような仕組みが構築できれば、毎年度の収支の責任は受託事業者が負うこととなります。

なお、コンペを実施する際には、これまで阿波おどり事業に計上されていなかった、いわゆる本部経費である人件費を含めて支出を見込んだうえで、予定価格を設定する必要があります。

また、民間委託を行った後も、収支の透明性・客観性を確認するため、受託事業者は、実行委員会からの問い合わせに資料とともに速やかに応じて報告し、阿波おどり終了後2か月以内に決算書と明細書を添付のうえ、実行委員会に提出する義務を負わせることも必要です。さらに、受託事業者が替わる可能性を考えれば、円滑な業務の引継ぎのため、関係書類一式を少なくとも5年間保存させることも必要です。

## ③ 導入にあたっての課題

事業を民間委託する場合、受託事業者に対して、阿波おどり実行委員会との連携や、阿波おどり実行委員会が資料の提出を求めた場合に迅速な対応を行うこと、事業終了後に、速やかに決算状況を報告することなど、阿波おどり実行委員会が事業をコントロールできる仕組みを構築することが重要となります。こうした仕組みの構築は、当事者意識の希薄さの解消にもつながると考えます。

また、受託事業者と、具体的な祭りの運営方法や、おどりの演出方法を協議する場合、現在の阿波おどり運営協議会の意見も十分踏まえ協議にあたるとともに、阿波おどり実行委員会と受託事業者の協議の場に、阿波おどり運

営協議会の委員のうち、特に関係のある委員に出席してもらうことも考えられます。こうすることで、これまで地域の伝統文化として実施してきた阿波おどりを、地域のものとして継承していくことが可能になります。(図1及び図2参照)

事務局によれば、受託事業者を募集する際に必要となる仕様書を作成することは可能との事ですので、前述のような民間委託導入の必要性を考えれば、来年度(平成31年度)からでも民間委託を導入すべきです。ただ、民間委託ができない場合には、段階的な民間委託の導入や、民間委託するための準備期間として来年度は直営で実施することも考えられます。

また、民間委託にあたっては、市役所前演舞場のあり方、体験型阿波おどりの充実、チケット料金設定・販売方法、経費節減策、交通規制エリアの設定など、検討すべきことが多くあることから、阿波おどり全般に関するあり方を実行委員会で十分検討・協議したうえで、民間委託を図る方が良いという意見も出ました。

#### (4) 運営体制の課題

運営体制を考えるうえで一番の課題は、収支の責任の所在を明確にすることです。民間委託が導入できれば、収支の責任は受託事業者が負うこととなりますが、それまでの間においても、阿波おどり事業の赤字を税金で補てんしなければならぬような事態は避けなければなりません。

その前提で、運営体制については、実施主体である阿波おどり実行委員会と、その諮問機関である阿波おどり運営協議会の2層構造で今年度の阿波おどりを無事開催できたことから、事業の引き継ぎによる混乱を避けるためにも、現在の運営体制を継続するという考え方もあります。

しかし、阿波おどりは、地域の伝統文化、祭りということを考えれば、本来は民間中心で運営すべきものですので、阿波おどり実行委員会では、今年度の阿波おどりのように徳島市が実施主体の委員長となり事務局を担うような行政中心の体制ではなく、県外の全国の祭りの主催者の例(表2)にならい民間の団体に徳島市に替わる事業の担い手を引き続き検討すべきです。

さらに、どのような運営体制になったとしても、事業を客観的に評価するために、外部の視点を持った前述の評価機関は、設置すべきです。より良い阿波おどり事業のために、事業実施後に外部の評価機関から受けた指摘を確実に翌年の阿波おどり事業に反映させる仕組みが必要です。

また、実行委員会に対しては、これまでも情報開示に取り組んでおりますが、より一層の情報開示を行っていただくことを望みます。

【表2 全国の祭りの主催者等の状況】

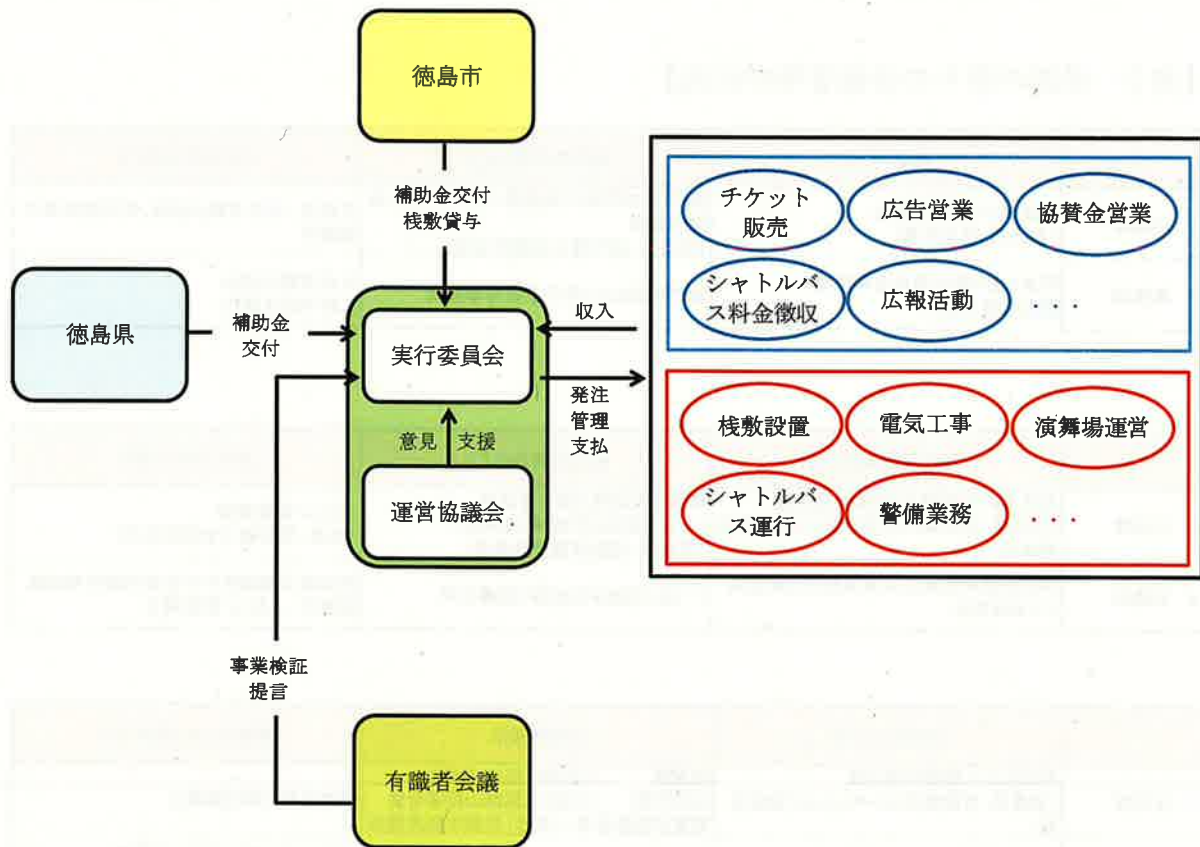
	阿波おどり	鳴門市阿波おどり	いけだ阿波おどり
1 主催者	阿波おどり実行委員会 (委員長:徳島市長)	鳴門市・鳴門商工会議所・鳴門市うずしお 観光協会 (委員長:鳴門商工会議所会頭)	三好市、三好市観光協会、阿波池田商工 会議所
2 事務局	阿波おどり実行委員会事務局 徳島市観光課内	鳴門阿波おどり実行委員会事務局	三好市観光協会 三好市観光課内

	高円寺阿波おどり	南越谷阿波おどり	高知よさこい祭り
1 主催者	東京高円寺阿波おどり実行委員会 (委員長:東京高円寺阿波おどり振興協会 理事長)	南越谷阿波踊り実行委員会 (一社)南越谷阿波踊り振興会 (委員長:南越谷商店会会長)	よさこい祭振興会 (会長:高知商工会議所会頭)
2 事務局	特定非営利活動法人東京高円寺阿波お どり振興協会	(一社)南越谷阿波踊り振興会内	高知商工会議所中小企業相談所地域振 興課内 よさこい祭振興会

	青森ねぶた祭	京都祇園祭	博多どんたく港まつり
1 主催者	青森ねぶた祭実行委員会 (委員長:青森観光コンベンション協会会 長)	祇園祭 : 八坂神社祭礼(神事) 山鉾行事 : (公財)祇園祭山鉾連合会 観覧席設置事業:(公社)京都市観光協会	福岡市民の祭り振興会
2 事務局	公益社団法人青森観光コンベンション協 会	同上	福岡市民の祭り振興会事務局 福岡商工会議所ビル地下1階

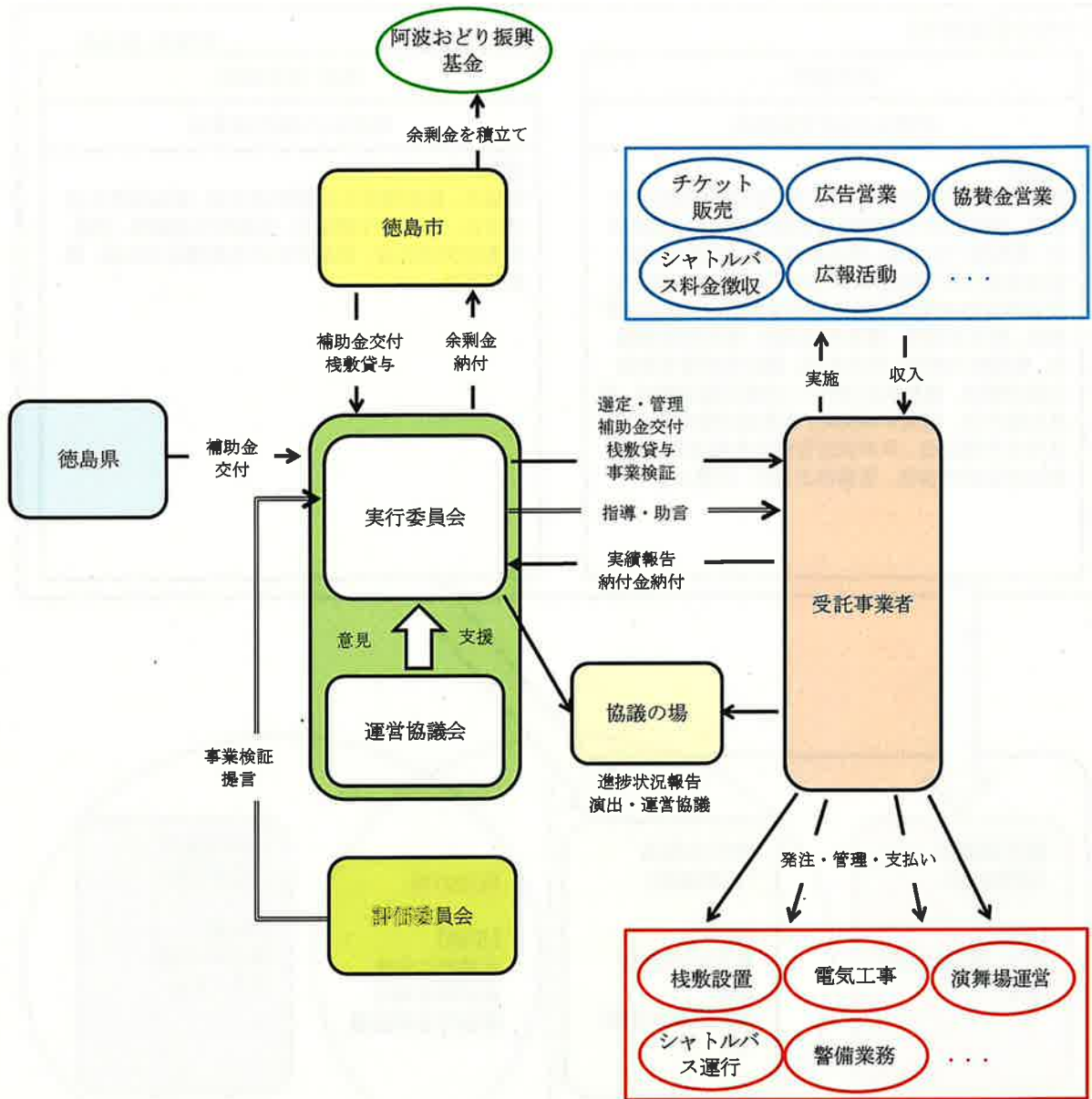
【図1 スキーム (イメージ図)】

(1) 現在のスキーム

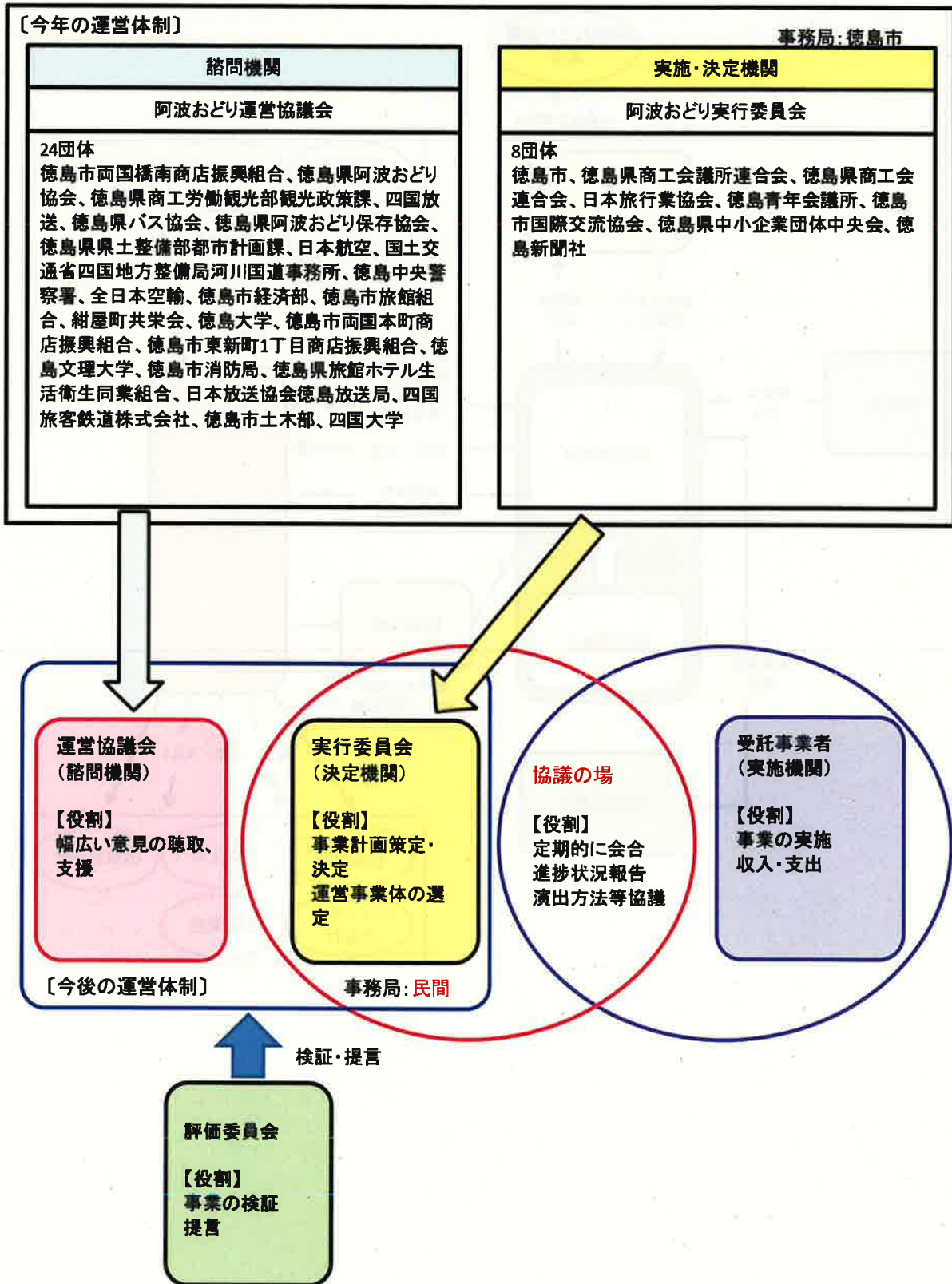




(2) 今後のスキーム



【図2 運営体制の組織図（イメージ図）】



## 5 チケット関係

### (1) チケット料金

#### ① 前夜祭・選抜阿波おどり

全国の他の祭りの有料席をみると、高円寺の阿波おどりが6,000円～8,000円、青森ねぶた祭りや博多どんたく港祭りが3,000円、京都の祇園祭りが3,180円～10,000円となっています。このほか、70万人以上が来場する、大曲の全国花火競技大会が3,000円～約3,800円、土浦全国花火競技大会が約3,700円という状況です。

一方、現在の阿波おどりのチケット料金については25ページのとおりです。前夜祭と選抜阿波おどりについては、室内で有名連のみの踊りをゆったり見ることができ、さらに、各おどり連がステージ用の趣向を凝らした演出を行うことから、現在のように有料演舞場と同程度の料金設定が適正なのかを検討することは可能です。

#### ② 有料演舞場

有料演舞場については、特に演出面での変更点がないことから、チケット料金についてはこれまでと同額で良いと考えます。

ただし、総おどりを実施する演舞場や、市役所前演舞場をプレミアム演舞場とした場合は、料金改定が可能ではないかと考えます。

#### ③ 料金改定にあたって

料金改定にあたっては、それに見合う価値を付加することや、リピーター確保のために演出方法の違いを情報発信することなどが必要です。同時に、前夜祭・選抜阿波おどり・有料演舞場のセット料金割引などを検討しても良いでしょう。

ただし、料金改定により、特に県内の来場者が減少する恐れもあるので、来場者の特性（県内・県外の別、団体・個人の別など）を把握するとともに、満足度の調査などが必要と考えます。

### (2) チケットの販売方法

チケット販売は、以前は対面販売を行っていましたが、平成16年度から、全国でチケット購入ができるよう、インターネット及びコンビニ販売に変更されました。

チケットを全国どこからでも公平に購入できる手法としては、現在の販売方法は有効と考えますが、一方で、阿波おどり実行委員会事務局によりますと、インターネットやコンビニにある発券機を使い慣れていない方からの苦情も多

いようです。

利便性の向上のため導入した現在の販売方法ですが、こうした声に耳を傾け、期間限定で、対面販売分を一定量確保することも必要と考えます。

## 6 出演料の廃止と参加費の創設等

### (1) 自分たちで支えるという意識改革

全国の他の祭りでは、参加者から参加費を徴収している祭りが多くありますが、徳島の阿波おどりのように、参加者側である有名連に対して出演料を支払っている祭りはほとんどないようです。なお、現在有名連に支払っている出演料は、1,100万円程度（にわか連運営支援を除く）と大変高額になっています。

（表3参照）

これからますます人口減少と高齢化が進展し、経済の縮小が懸念される中で、地域の貴重な伝統文化である阿波おどりを継承していくためには、この祭りに対して踊り手を含めた参加者自身が自分たちで支えていこうとする意識改革が必要です。そこで、これまで有名連に支払っていた出演料は廃止し、全国の他の祭りと同様に、事前に申込みや抽選により張り付けを行っている演舞場やおどり広場で踊るおどり連からは参加費をいただくことを提案します。

今年度の決算見込みや平成25年度から平成29年度までの決算状況をみると、安定的・持続的な運営の観点からは、固定経費の大幅な削減は困難であり、さらにいわゆる本部経費である人件費の上乗せを考えると、こうした提案は不可避であると考えます。

【表3 出演料の状況】

演舞場名等	単価	平成30年度出演料
演舞場	1回 20,000円 無料演舞場の一部が1回 10,000円	2,140千円
前夜祭	昨年までは1協会 2,000,000円	3,050千円
選抜阿波おどり	1回の出演の場合 92,000円 2回の出演の場合 149,000円 3回の出演の場合 241,000円	5,784千円
計		10,974千円

### (2) 参加費の例

参加費はあまり負担感のない水準とします。企業連は宣伝効果を考えて高めに設定し、高校生以下の子ども連や、障害者団体やボランティアが中心の連は無料とすることが考えられます。いずれにしても、収入をあげることが目的で

はなく、みんなで阿波おどりを支えているという意識付けを行うことが重要です。

例えば、表4のような金額設定が考えられます。しかし、特に企業連の場合は、応益負担の原則から、演舞場への優先的な張り付けや、踊り込み順序をホームページで周知すること、さらに企業名を有料演舞場に掲載することなどと連動した料金設定も考えられます。

一方、有名連の皆さんにとっては大きな変更となることから、段階的な導入を含め色々なパターンを検討すべきと考えます。

【表4 参加費の例】

	場所・時間指定を希望する企業連	他の企業連・一般連・有名連	大学生連	障害者団体等
参加費	10万円	5万円	1万円	無料

注1)「障害者団体等」の等とは、高校生以下のこども連、ボランティアの連のこと。

注2)「場所・時間指定を希望する企業連」とは、演舞場に張り付けを行う際に、自らが踊る演舞場名や踊る時間の指定を希望する企業連のこと。「その他の企業連」とは、自らが踊る場所や時間の指定を希望しない企業連のこと。

### (3) 出演料廃止の際の留意点

有名連に支払っていた出演料を廃止する際は、前夜祭や選抜阿波おどりでは、連員を一定時間拘束することになるため、駐車場代や弁当代を支出する必要があると考えます。

逆に、にわか連に対する運営支援として有名連に支払っている委託料は、1連につき18万円ですが、体験型阿波おどりにとって重要な取り組みであり、有名連の皆さんの拘束時間から考えても、20万円程度にしても良いと考えます。

また、にわか連に対する運営支援を行うおどり連は、これまで有名連に限っていましたが、おどりのレベルや鳴り物の人数など一定の条件を設定し、公募することを検討しても良いでしょう。

### (4) 多様な財源の確保

#### ① 多様な財源の確保

現在は、有料演舞場における広告看板や、観光ガイドに掲載する企業広告、うちの広告ぐらいが広告料収入となっていますが、阿波おどりの経済効果は多種多様な産業に及ぶことから、広く協賛金を募る仕組みが構築できれば、阿波おどりをより安定的に運営することが可能になります。

## ② 体験型阿波おどりの拡充による収入確保

今や観光は、見る観光から体験する観光へ移行しています。これは、右肩上がりのインバウンド対策を考えるうえでも重要な視点です。

現在、阿波おどりにおける体験型イベントとしては、お揃いの浴衣を着て有名連と一緒に有料演舞場に踊り込む水都とくしま連や、ハッピーの貸し出しを行ない有名連とともに無料演舞場に踊り込むにわか連や、阿波おどり会館で行っている鳴り物教室がありますが、これらをさらに拡充して収入を増加させるとともに、日中の体験型阿波おどりの実施など新たな取組みも検討すべきです。

特に、にわか連や水都とくしま連の参加料は、現在のところクリーニング代として実費相当しかいただいていないことから、参加者は実質的に無料で参加していることとなります。そこで、にわか連参加終了後に、はっぴやうちわを記念品として提供することで、参加意識を増加させるとともに、料金改定が可能になると考えます。

## 7 その他

### (1) 阿波おどりの名称

現在では、全国のあちこちで阿波おどりが開催され、高円寺や南越谷のように、来場者数が100万人に迫るような阿波おどりも存在しています。

徳島の阿波おどりは本場であるという意識から、「阿波おどり」という名称を使用してきました。しかし、県外でPRを行う場合などは名称に「とくしま」を加えることで、より認知度が高まる場合もあることから、名称を使い分けることを検討しても良いでしょう。

### (2) 演舞場張り付け方法

有料演舞場や無料演舞場などのおどり連の張り付けに方法については、現在は、おどり団体に属する有名連やタレントを連れた企業連、県外で活動実績のあるおどり連などを優先的に張り付けています。

ただ、学生連や一般連の中にも日々練習に励み、すばらしい阿波おどりを披露できるおどり連が存在します。こうした連に対しては、阿波おどりの将来を担う人材育成と、彼らのモチベーションの向上のために、有料演舞場等で優先的に踊れるよう、張り付け方法の検討が必要と考えます。

### (3) 人出の推計方法

全国の祭りの中には、時間ごとの人出を測定し、期間中の人出を推計しているものもありますが、ほとんどの場合は、徳島の阿波おどりと同様、前年までの人出の数や街角の雑踏状況などから人出を推計しています。

人出の推計方法には、観光庁が推奨する観光入込客統計に基づく推計方法<sup>1</sup>や、携帯電話会社が実施するモバイル空間統計<sup>2</sup>に基づく推計方法など、様々な手法がありますが、こうした推計方法を実施するためには、多額の調査経費が必要となることから、当面、例年どおりの人出の推計方法によることはやむを得ないと考えます。しかし、客観的な数値を測定する中で人出を推計することは、運営にあたって重要なことであり、引き続き今後の研究課題とすることが良いでしょう。

#### (4) 契約のあり方

今年度の阿波おどりは、新たな運営体制となって初めての開催であり、限られた時間の中で準備作業を行ったことから、一部の業務で入札により契約できたものの、多くの業務が随意契約となりました。

一方、随意契約を行ったものについては、随意契約の理由が法で規定する理由に当てはまることを確認のうえ契約を行っているようです。

今回、多くの業務が随意契約となった大きな課題は、個別の業務に関する仕様書がないということです。仕様書がないと入札が出来ませんが、阿波おどり実行委員会事務局によると、この仕様書を作成するために、2,000万円程度の経費が必要ということでした。

透明性を図るためには、入札による契約方法をとることが好ましいことは間違いありませんが、今後についても、法で認められた随意契約の理由に照らし合わせながら契約を行うとともに、経費のかからない範囲で、順次入札業務を拡大する努力が必要と考えます。

#### (5) 利用者負担の適正化

無料演舞場やシャトルバス事業については公益性があるからといって漫然と赤字部門で良いと考えるのではなく、経費節減の努力とともに、利用者負担額（30ページ）について検討の余地があります。また、今年度から阿波おどり実行委員会が運営することになった5つの臨時駐車場についても、警備業務などに多額の経費がかかっており、利用者負担額（30ページ）について検討の余地があります。

---

<sup>1</sup> 平成21年12月に観光庁が公表した手法で、一定範囲内の最盛時の利用者数を数え、これに回転率と全面積をかけ、さらに調査対象面積で割って、入込客数を推計するもの。

<sup>2</sup> 一定のエリア内の携帯電話の台数を集計し、普及率を加味することで、そのエリア内の人口を推計するもの。

(6) 積極的な広報

阿波おどりを盛況に開催するためには、積極的な広報活動が必要ですが、来年度の阿波おどりでは、特に、県内外への積極的な広報を行ない、イメージアップや集客効果の拡大に努める必要があります。



さいごに

当有識者会議では、今年度の阿波おどり事業について、それぞれの専門的立場から検討し、阿波おどり実行委員会に対して検証結果の提言を行う目的のもと、限られた時間でありましたが、多くの議論を経て、提言書としてまとめることができました。

私たちは、阿波おどりが、徳島の重要な観光資源であり、市民の生活の一部となっている伝統文化であることを、参加するすべての方々が再認識し、みんなで支え合っていくことが基本であると考えます。

今年度は、阿波おどりについての様々な課題がクローズアップされましたが、阿波おどりについて、徳島市民をはじめ皆が考え、議論するちょうど良い機会になりました。

阿波おどりは、踊りに携わる方だけでなく、地域経済はもとより、地域住民の生活にも非常に多くの影響を及ぼすことから、阿波おどり実行委員会のみなさまにおかれましては、そうした点も踏まえ、今後も、阿波おどりを盛況かつ未来にわたってしっかり継承できるよう、この提言書を十分に尊重し取り組んでいただくことを強く要望します。

【参考資料】

1 全国の祭りの開催状況

	阿波おどり	鳴門市阿波おどり	いけだ阿波おどり
1 名称	阿波おどり	鳴門市阿波おどり	いけだ阿波おどり
2 開催日時	8月11日前夜祭、8月12日～15日 曜日に関係なく日にちで固定	8月9日、10日、11日	8月13日(前夜祭)8月14日～16日 曜日に関係なく日にちで固定
3 運営体制関係			
(1) 主催者	阿波おどり実行委員会 (委員長:徳島市長)	鳴門市・鳴門商工会議所・鳴門市うずしお 観光協会 (委員長:鳴門商工会議所会頭)	三好市、三好市観光協会、阿波池田商工 会議所
(2) 主催者の構成	徳島県商工会議所連合会、徳島県中小 企業団体中央会、徳島県商工会連合会、 徳島青年会議所、徳島市国際交流協会、 日本旅行業協会中四国支部徳島地区委 員会、徳島新聞社、徳島市	鳴門市・鳴門商工会議所・鳴門市うずしお 観光協会	同上
(3) 事務局	阿波おどり実行委員会事務局 徳島市観光課内	鳴門阿波おどり実行委員会事務局	三好市観光協会 三好市観光課内
(4) 事務局体制	課内の阿波おどり担当は、課長補佐1、係 長1、担当3、臨時職員2。6月～8月の3か 月間は、他部署から正規8人応援有り	9名 (市3名、会議所3名、観光協会3名)	課内の阿波おどり担当は、職員1名と嘱託 職員1名(課長以下11名中)。 14～16日は他部署より、4～5名応援。
4 来場者数関係			
(1) 直近の来場者数	30年度 108万人	30年度 83,000人	5,8万人(H30年度)
(2) 来場者数の推計方法	昨年の人出の人数を基に、街角の雑踏状 況や桟敷の入り込み状況、駐車場の空車 状況などから感覚的に推計	昨年の人出の人数を基に、街角の雑踏状 況や桟敷の入り込み状況、駐車場の空車 状況などから感覚的に推計	昨年の人出の人数を基に、街角の雑踏状 況や桟敷の入り込み状況、駐車場の空車 状況などから感覚的に推計
5 有料観覧席関係			
(1) 有料観覧席の有無	有り	有り	有り
(2) 有料観覧席の席数	約13,000席	約2,500席	858席
(3) 有料チケットの販売方法	チケット販売会社に委託(30年度は、チ ケットぴあ) 前売券は、インターネット、電話販売又は コンビニ販売 当日券は、上記に加えて特設販売所を設 けて対面販売	【前売り券】 チケットぴあ・ローソンチケット・鳴門市うず しお観光協会 【当日券】 桟敷席周辺に販売所を設置	前夜祭は観光協会 14～16日の桟敷席券は、当日販売のみ (ライオンズクラブの運営)
(4) 有料チケットの価格	800円～5,200円	700円～1,000円	前夜祭:前売1,000円 当日1,300円 桟敷席:大人500円 小人300円
(5) 有料チケットの発 券手数料	108円(購入時にチケット料金とは別に本 人が負担) インターネット購入の場合は、さらに手数 料(216円)が発生	108円(購入時にチケット料金とは別に本 人が負担)	なし
6 参加者側の負担	踊り手の負担はなく、有名連には出演料 を払って出演してもらっている。 有料演舞場:2万円/回、選抜阿波おどり: 92,000円～241,000円など	踊り手に出演料を支払う。 (1日7万円又は10万円)	踊り手の負担はなし。 前夜祭は三好市観光連(出演料支払い) 本番は通り毎に金額設定。後日振込。
7 契約の状況	入札できるものは入札しているが、工事関 係はほとんど随意契約。	随意契約(合見積り等)等	入札できるところは入札。 工事はほとんど随意契約。
8 直近の規模等	239,804千円(H30収入見込) 26,294千円(H30補助金見込)  258,146千円(H30支出見込)	28,680千円(H29収入・支出決算)	13,807千円(H30年度予算)

	高円寺阿波おどり	南越谷阿波おどり	高知よさこい祭り
1 名称	東京高円寺阿波おどり	南越谷阿波踊り	よさこい祭り
2 開催日時	8月25日・26日 原則として8月の第4週の土日	8月19日以降(15日のお盆明け中3日以上)の最初の土日を本祭とし、本祭前日の金曜日に前夜祭を行う。	8月9日 前夜祭・高知市納涼花火大会 8月10・11日 祭り本番 8月12日 よさこい全国大会・後夜祭
3 運営体制関係			
(1) 主催者	東京高円寺阿波おどり実行委員会 (委員長:東京高円寺阿波おどり振興協合理事長)	南越谷阿波踊り実行委員会 (一社)南越谷阿波踊り振興会 (委員長:南越谷商店会会長)	よさこい祭振興会 (会長:高知商工会議所会頭)
(2) 主催者の構成	特定非営利活動法人東京高円寺阿波おどり振興協会を核にして、連携する商店街(10団体)、自治会(11団体)、連協会及び共催の杉並区	<南越谷阿波踊り実行委員会構成> 南越谷商店会、(一社)南越谷阿波踊り振興会、越谷商工会議所、(一社)越谷市観光協会、越谷市、南越谷地区自治会連合会、南越谷地区コミュニティ推進協議会、蒲生地区自治会連合会、蒲生地区コミュニティ推進協議会、東日本旅客鉄道南越谷駅、東武鉄道新越谷駅、朝日新聞社東埼玉支局、ポラス協力会	高知県、高知市、高知新聞社、高知放送、高知商工会議所
(3) 事務局	特定非営利活動法人東京高円寺阿波おどり振興協会	(一社)南越谷阿波踊り振興会内	高知商工会議所中小企業相談所地域振興課内 よさこい祭振興会
(4) 事務局体制	常勤者:事務局長1名 局員1名 適時に杉並区役所よりの支援あり アルバイト:2名~3名 5月から9月の5か月間	(一社)南越谷阿波踊り振興会内にある運営委員会で組織(委員長1・副委員長1・マネージャー3)	課内の担当は、課長1名、課長補佐1名、よさこい祭振興会事務局長1名、振興会職員1名、担当3名
4 来場者数関係			
(1) 直近の来場者数	30年度 延べ93万人	H30年度:前夜祭含め3日間で75万人	115万人(H30年度)
(2) 来場者数の推計方法	例年の人出の人数を基に、会場および周辺地域の雑踏状況などから、感覚的に推計	鉄道の乗降客数、ゴミの排出量、街角の雑踏状況等から実行委員会が推計	昨年の人出の人数を基に、各競演場・演舞場の雑踏混雑状況等を聞き取って推計
5 有料観覧席関係			
(1) 有料観覧席の有無	賛助会員席及び協賛者席という名称 販売ではなく寄付金の扱い 但し、税務上では課税売上として申告	無し	有り
(2) 有料観覧席の席数	賛助会員席 250席/1日 1演舞場 協賛者席 770席/1日 3演舞場		約2,680席
(3) 有料チケットの販売方法	受付方法は以下のとおり ① 賛助会員:メール 紙媒体の申込書で申込 ② 協賛者席 往復葉書又はインターネット インターネットは楽天チケットスターと連携し、ネット上に高円寺まつりチケットセンターを設けて、ここで申込を受けつける		販売会社に委託。 前売券は、インターネット・コンビニ販売・対面販売等 当日券は、インターネット・コンビニ販売に加えて当日券販売所を設けて対面販売
(4) 有料チケットの価格	① 賛助会員席:15,000円(年会費) ② 協賛者席:6,000円 7,000円 8,000円		1,000円~1,800円
(5) 有料チケットの発券手数料	① 賛助会員席:申込書⇒振込⇒枚数への入場証を送付 ② 協賛者席:発券・支払いは全てコンビニで対応 協賛金以外に以下の手数料が発生します。 システム利用料:162円/枚 発券手数料:108円/枚 決済手数料:216円/件(カード払では必要なし)		購入場所により、1枚につき108円の発券手数料を購入者が負担。 その他システム利用料等も購入者負担。
6 参加者側の負担	参加費として以下が発生します。 登録料:50,000円/1連 個人参加費:500円/1日 一人当たり(連ごとに徴収)  出演料なし	原則負担は無いが、参加連には警備人員を2名(各日)供出してもらっているため、供出できない場合は警備費用として13,000円(人・日)の支払が発生する。  出演料なし	参加協力費 1チーム 60,000円 前夜祭出場チームのみ別途前夜祭参加費として1チーム60,000円 よさこい全国大会(1チーム20,000円、10・11日のよさこい祭りに参加するチームは免除)
7 契約の状況	基本的に随意契約が前提 但しレンタル備品等は毎年業者の見直し	(一社)南越谷阿波踊り振興会が契約。	見積書、相見積もり、プロポーザル、公告入札と発注内容によって区分している
8 直近の規模等		2017年(第33回)総事業費決算 100,900千円 2018年(第34回)総事業費予算 96,300千円	-

	青森ねぶた祭	京都祇園祭	博多どんたく港まつり
1 名称	青森ねぶた祭	京都祇園祭	福岡市民の祭り 博多どんたく港まつり
2 開催日時	8月2日～7日 曜日に関係なく日にちで固定	7月17日：前祭 7月24日：後祭 (曜日にかかわらず)	5月3日、4日
3 運営体制関係			
(1) 主催者	青森ねぶた祭実行委員会 (委員長：青森観光コンベンション協会会長)	祇園祭：八坂神社祭礼(神事) 山鉾行事：(公財)祇園祭山鉾連合会 観覧席設置事業：(公社)京都市観光協会	福岡市民の祭り振興会
(2) 主催者の構成	青森市、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会、その他関係団体	同上	福岡商工会議所、福岡市、福岡観光コンベンションビューロー
(3) 事務局	公益社団法人青森観光コンベンション協会	同上	福岡市民の祭り振興会事務局 福岡商工会議所ビル地下1階
(4) 事務局体制	協会職員7名 アルバイト3名(6月～8月)	課長1名、担当2名 当日受入体制(全組織) 7月17日：20名 7月24日：12名	会議所内のどんたく担当は6名 その他に専属担当者を2名雇用
4 来場者数関係			
(1) 直近の来場者数	280万人(H30年度)	7月17日 16.5万人(H30年度) 7月24日 4.2万人(H30年度)	平成30年度 110万人(3日) 120万人(4日)
(2) 来場者数の推計方法	—	京都府警調べ	どんたく広場(パレード会場)、各演舞台の観衆を昨年と比較して、主催団体で協議し決定
5 有料観覧席関係			
(1) 有料観覧席の有無	有り	有り	有り
(2) 有料観覧席の席数	約11,500席	7月17日 約14,000席 7月24日 約2,400席	390席
(3) 有料チケットの販売方法	協会直接販売 地元旅行社窓口(5社) チケットぴあ、ローソンチケット、セブンチケット	旅行会社：JTB、KNT、日本旅行など チケット販売会社：CNプレイガイド、楽天チケット、チケットぴあ、イープラス、ローソンチケット、Voyagin インターネット、観光案内所、当日券(現地)	チケット販売会社へ委託(チケットぴあ、ローソンチケット) バス会社とのパッケージツアー企画販売 当日の手売り(機数前臨時案内所)
(4) 有料チケットの価格	3,000円(車イス席のみ2,600円)	3,180～10,000円	前売：3,000円 当日：3,500円
(5) 有料チケットの発券手数料	108円(購入時にチケット料金とは別に本人が負担) インターネット購入の場合は、さらに手数料(216円)が発生	購入先により、0円～756円(発券・配送手数料)	
6 参加者側の負担	参加団体負担金：25,124千円 1団体当たり ねぶた小屋建設負担として 1,100千円 無料機数使用負担として 42千円 奨励賞(青森市負担金)：17,430千円 1団体当たり：60千円～600千円		参加者旗、責任者旗(各1,000円)の購入のみ(未所持の団体のみ) 出演料なし
7 契約の状況	1千万円以上は入札、その他見積合わせ(協会規定による)	競争入札	工事関係は、基本的に随意契約
8 直近の規模等	206,500千円(H30収入見込) 22,202千円(H30青森市負担金見込) 42,827千円(H29決算青森市負担金) 205,947千円(H30支出見込)		H30年度予算 歳入総額 61,686千円 協賛金 13,500千円 広告収入 10,500千円

## 2 決算関係

### (1) 損益計算書（正味財産増減計算書）推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
<b>1 経常増減の部</b>						
(1) 経常収益						
<b>事業収益</b>	186,162,600	192,648,300	195,245,900	196,914,500	197,920,800	163,861,180
演舞場入場料収益	144,917,600	153,377,700	162,849,300	164,548,500	162,321,400	130,746,780
選抜入場料収益	41,245,000	39,270,600	32,396,600	32,366,000	35,599,400	33,114,400
<b>広告収益</b>	25,092,550	26,653,520	27,104,960	27,326,360	26,278,759	26,492,159
演舞場広告収益	25,092,550	26,653,520	27,104,960	27,326,360	26,278,759	26,492,159
シャトルバス事業収益	4,147,873	4,195,433	4,544,010	4,604,956	4,449,614	3,365,230
整理料収益	4,147,873	4,195,433	4,544,010	4,604,956	4,449,614	3,365,230
<b>受取補助金等</b>	28,879,580	29,099,600	29,732,768	39,546,170	36,872,600	35,718,840
協賛収益	2,585,580	2,805,600	3,438,768	7,876,170	5,202,600	9,424,840
<b>県補助金</b>	9,520,000	9,520,000	9,520,000	9,520,000	9,520,000	9,520,000
<b>市補助金</b>	16,774,000	16,774,000	16,774,000	22,150,000	22,150,000	16,774,000
<b>雑収益</b>	6,721,298	7,104,722	7,037,548	9,216,821	3,827,338	10,176,735
受取利息	2,332	1,988	1,818	273		
雑収益	6,718,966	7,102,734	7,035,730	9,216,548	3,827,338	10,176,735
<b>経常収益計</b>	251,003,901	259,701,575	263,665,186	277,608,807	269,349,111	239,614,144
(2) 経常費用						
<b>事業費</b>	266,622,693	278,427,617	266,413,184	286,300,767	251,484,231	264,868,919
臨時雇賃金	6,758,659	4,102,791	6,175,770	3,223,919		2,289,171
福利厚生費			43,322	0		
報償費				12,000		
旅費交通費		3,690	0	148,000		21,340
通信運搬費	301,390	333,991	299,234	573,172		683,183
減価償却費	5,747,779	4,721,647	4,464,348	56		3,208,920
会議費	1,091,471	1,079,895	687,164	635,579		3,000
備用品費	1,645,083					3,558,446
消耗品費	420,000	2,759,821	1,821,703	2,519,857		4,257,362
修繕費			266,328	0		1,047,600
広告宣伝費	189,000	205,200	291,600	86,400		
印刷製本費	1,008,525	1,129,572	1,018,440	401,112		497,261
燃料費				2,856		
光熱水費	1,021,674	884,924	787,250	749,347		840,971
賃借料	38,500,333	42,772,159	37,533,359	20,077,141		13,675,090
保険料	921,680	921,680	597,230	688,360		989,580
租税公課費	2,161,331	3,347,558	3,856,678	4,271,741		513,100
支払助成金	17,606,000	17,132,000	15,674,000	15,424,000		13,854,000
委託費	162,083,411	172,434,699	165,814,788	217,666,697		208,548,428
補償費	1,260,000	1,260,000	1,260,000	1,260,000		
負担金						1,360,000
支払報酬						100,000
支払手数料	20,322,182	21,139,277	21,354,445	14,252,636		8,454,430
支払利息	5,579,992	4,115,145	4,255,471	4,243,814		
雑費	4,183	83,568	212,054	64,080		967,037
<b>管理費</b>	0	0	101,050	0	0	0
租税公課費	0	0	100,000	0		
支払手数料	0	0	1,050	0		
<b>経常費用計</b>	266,622,693	278,427,617	266,514,234	286,300,767	251,484,231	264,868,919
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 15,618,792	△ 18,726,042	△ 2,849,048	△ 8,691,960	17,864,880	△ 25,254,775
<b>当期経常増減額</b>	△ 15,618,792	△ 18,726,042	△ 2,849,048	△ 8,691,960	17,864,880	△ 25,254,775
<b>2 経常外増減の部</b>						
<b>経常外収益計</b>	0	0	0	0		60
<b>経常外費用</b>						
<b>固定資産売却損</b>	1	0	0	7	0	0
<b>什器備品除却損</b>	0	0	0	7		
<b>車両運搬具除却損</b>	1	0	0	0		
<b>経常外費用計</b>	1	0	0	7	0	0
<b>当期経常外増減額</b>	△ 1	0	0	△ 7	0	60
<b>他会計振替額</b>	0	0	0	12,476,603		
<b>当期一般正味財産増減額</b>	△ 15,618,792	△ 18,726,042	△ 2,849,048	3,784,643	17,864,880	△ 25,254,775
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	20,000	16,000	16,000	16,000		
<b>一般正味財産増減額</b>	△ 15,638,793	△ 18,742,042	△ 2,865,048	3,768,636	17,864,880	△ 25,254,715
<b>一般正味財産期首残高</b>	△ 391,233,342	△ 406,872,135	△ 425,614,177	△ 428,479,225		0
<b>一般正味財産期末残高</b>	△ 406,872,135	△ 425,614,177	△ 428,479,225	△ 424,710,589		△ 25,254,715
<b>II 正味財産期末残高</b>	△ 406,872,135	△ 425,614,177	△ 428,479,225	△ 424,710,589		△ 25,254,715

注)平成29年度の数値は、平成29年10月に開催された阿波おどり実行委員会、徳島市観光協会が配付した決算見込みの数値であり、空白の部分は不明である。また平成29年度は決算書も出ていない。平成27年度以前については決算書以上の詳細は不明。

(2) 事業別収支の状況

1 通常収支決算(総括)

(1) 収入

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
入場料収入	215,343	196,914	217,161	197,921	217,106	163,861	△ 34,060	△ 33,053
有料演舞場	179,163	164,549	183,176	162,321	183,106	130,747	△ 31,574	△ 33,802
選抜阿波おどり	36,180	32,365	33,985	35,600	34,000	33,114	△ 2,486	749
補助金	31,670	31,670	31,670	31,670	26,294	26,294	△ 5,376	△ 5,376
シャトルバス収入	5,200	4,604	4,836	4,450	4,600	3,365	△ 1,085	△ 1,239
広告料・協賛金等	101,416	44,420	46,698	35,308	47,000	46,094	10,786	1,674
広告料・協賛金等	—	—	—	—	—	41,489	—	—
臨時駐車場	—	—	—	—	—	4,605	—	—
計	353,629	277,608	300,365	269,349	295,000	239,614	△ 29,735	△ 37,994

(2) 支出

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
有料演舞場事業費	173,900	156,819	153,360	126,037	143,200	131,523	5,486	△ 25,296
選抜阿波おどり事業費	35,350	32,393	33,694	32,594	33,000	31,294	△ 1,300	△ 1,099
無料演舞場事業費	44,110	29,050	32,579	31,481	29,000	31,476	△ 5	2,426
にわか連事業費	9,869	10,660	9,733	9,421	11,000	8,609	△ 812	△ 2,051
シャトルバス事業費	35,272	27,546	29,066	27,140	28,000	28,498	1,358	952
総合案内所事業費	1,601	753	730	848	800	679	△ 169	△ 74
その他	53,527	29,080	34,456	23,963	30,000	32,790	8,827	3,710
借入金返済支出	0	0	6,747	0	20,000	0	0	0
計	353,629	286,301	300,365	251,484	295,000	264,869	13,385	△ 21,432

(3) 収支(収入-支出)

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
収支(収入-支出)	0	△ 8,693	0	17,865	0	△ 25,255	△ 43,120	△ 16,562

注) 平成29年度の数値は、平成29年10月に開催された阿波おどり実行委員会で、徳島市観光協会が配付した決算見込みの数値。

2 収入・入場料収入

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
入場料収入	215,343	196,914	217,161	197,921	217,106	163,861	△ 34,060	△ 33,053
有料演舞場	179,163	164,548	183,176	162,321	183,106	130,747	△ 31,574	△ 33,801
市役所前	—	27,716	—	29,765	—	18,850	△ 10,915	△ 8,866
藍場浜	—	63,881	—	61,972	—	55,649	△ 6,323	△ 8,232
紺屋町	—	31,611	—	29,742	—	25,618	△ 4,124	△ 5,993
南内町	—	41,340	—	40,842	—	30,630	△ 10,212	△ 10,710
選抜	36,180	32,366	33,985	35,600	34,000	33,114	△ 2,486	748
前夜祭	—	15,258	—	17,493	—	15,933	△ 1,560	675
選抜阿波おどり	—	17,108	—	18,107	—	17,181	△ 926	73

【チケット販売の状況】

(単位 千円、枚)

	29年度 収入額ア	30年度			差引 イ-ア	販売枚数		差引 H30-H29
		販売開始	販売終了	収入額イ		H29	H30	
大口旅行代理店	31,220	H30.6.1	H30.6.4	26,043	△ 5,177	16,563	13,862	△ 2,701
中小旅行代理店	2,411	H30.6.18	H30.6.22	1,945	△ 466	1,225	986	△ 239
一般販売	120,441	H30.7.1	H30.8.15	109,588	△ 10,853	66,840	58,635	△ 8,205
主催者販売	43,849	H30.6.1	H30.8.15	26,285	△ 17,564	22,433	13,725	△ 8,708
計	197,921			163,861	△ 34,060	107,061	87,208	△ 19,853

【主催者枠のチケット枚数】

	平成29年度	平成30年度	差引
	ア	イ	イ-ア
販売分(前夜祭・選抜当日販売含む)	19,450	12,894	△ 6,556
放送関係	—	532	532
車いす席(市役所前)	—	80	80
阿波おどりキャンプ	—	80	80
観光姉妹都市	—	74	74
クラウドファンディング	—	44	44
ポスターキャッチフレーズ	—	12	12
ふるさと納税	—	9	9
観光協会	2,983	0	△ 2,983
計	22,433	13,725	△ 8,708
本部席	(360)	(360)	(0)
ダブルブッキング用	(576)	(576)	(0)
合計	23,369	14,661	△ 8,708

【参考】

チケット売出し数

区分	延べ枚数
前夜祭	9,849
選抜	9,636
有料演舞場	106,813
計	126,298

←販売していないので販売枚数に含んでいない

←販売していないので販売枚数に含んでいない

## 2-2 収入・入場料収入

### 入場料収入の状況(日別)

(単位 千円)

	11日	12日	13日	14日	15日	計
入場料収入	15,933	46,632	41,702	33,503	26,091	163,861
有料演舞場	0	42,000	37,096	29,170	22,481	130,747
市役所前	0	6,963	6,181	3,213	2,493	18,850
藍場浜	0	16,917	15,941	12,934	9,857	55,649
紺屋町	0	8,264	6,982	5,917	4,455	25,618
南内町	0	9,856	7,992	7,106	5,676	30,630
選抜	15,933	4,632	4,606	4,333	3,610	33,114
前夜祭	15,933	0	0	0	0	15,933
選抜阿波おどり	0	4,632	4,606	4,333	3,610	17,181

### 【参考: 現行のチケット料金】

#### ○有料演舞場

	前売料金(税込み)	当日料金(税込み)
S席 (指定席)	2,000円	2,200円
A席 (指定席)	1,800円	2,000円
B席 (指定席)	1,600円	1,800円
C席 (自由席)	800円	1,000円
特別観覧席(指定席)	5,000円	5,200円

#### ○前夜祭・選抜阿波おどり

		前売料金(税込み)	当日料金(税込み)
前夜祭	特別指定席	2,600円	2,800円
	指定席	2,200円	2,400円
	自由席	1,600円	1,800円
選抜阿波おどり	指定席	2,000円	2,200円
	自由席	1,400円	1,600円



3 広告料・協賛金等

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
広告料・協賛金等	101,416	44,420	46,698	35,308	47,000	46,094	10,786	1,674
演舞場広告料	—	27,326	—	26,279	—	27,140	861	△ 186
臨時駐車場収入	—	0	—	0	—	4,605	4,605	4,605
チケット販売会社協力金	—	3,000	—	3,000	—	3,240	240	240
チケット発券手数料	—	4,312	—	4,212	—	3,040	△ 1,172	△ 1,272
見物ガイド協賛金	—	3,078	—	3,186	—	2,592	△ 594	△ 486
うちわ協賛金	—	748	—	1,323	—	1,645	322	897
撮影申請手数料	—	995	—	745	—	340	△ 405	△ 655
キャンセル手数料	—	789	—	604	—	0	△ 604	△ 789
その他	—	4,172	—	△ 4,041	—	3,492	7,533	△ 680

【演舞場広告料】

		収入金額	手数料率
28年度	A	27,326	15.0%
29年度	A	26,279	15.0%
30年度	A	26,492	15.0%
ウ	B	432	20.0%
	C	216	20.0%
	計	27,140	—
差引	A	213	—
30-29	B	432	—
ウーイ	C	216	—
	計	861	—
差引	A	△ 834	—
30-28	B	432	—
ウーア	C	216	—
	計	△ 186	—

【演舞場広告看板】

	単価 千円	売出し		実収入額
		枚数	収入見込額	
演舞場・上部	200	114	22,800	135枚販売 27,140
演舞場・下部	95	52	4,940	
演舞場出入口	600	4	2,400	
	700	4	2,800	
	800	2	1,600	
計		176	34,540	売出し率 72.8
		× 1.08	37,303	

4 支出・総括

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
計	353,629	286,301	300,365	251,484	295,000	264,869	13,385	△ 21,432

【主な契約の状況】

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	契約額	契約方法	契約額	契約方法	契約額	契約方法	30決-29決	30決-28決
	ア		イ		ウ		ウーイ	ウーア
棧敷設置業務	36,138		36,723		37,090		367	952
市役所前	9,180	3社の見積もり合わせ	9,180	3社の見積もり合わせ	9,180	特命随契	0	0
藍場浜	8,838	"	8,838	"	8,838	"	0	0
紺屋町	8,284	"	8,284	"	8,284	"	0	0
南内町	7,943	"	7,752	"	7,752	"	0	△ 191
その他	1,893		2,669		3,036	"	367	1,143
照明・電飾等設置業務	44,288	3~2社見積もり合わせ	44,094	3~2社見積もり合わせ	44,405	特命随契	311	117
警備等業務	21,417	2社に特命随契	22,170	2社に特命随契	29,734	特命随契	7,564	8,317
広告看板・各案内看板	25,251	特命随契	22,516	特命随契	21,435	3社指名入札及び特命随契	△ 1,081	△ 3,816
シャトルバス運行業務	10,735	2社に特命随契	11,124	2社に特命随契	12,381	特命随契	1,257	1,646
臨時電灯新設工事	8,741	特命随契	8,900	特命随契	9,115	特命随契	215	374
前夜祭照明・映像等演出支援業務	5,173	特命随契	5,476	特命随契	5,502	特命随契	26	329
計	151,743		151,003		159,662		8,659	7,919

【随契理由】

	棧敷設置	照明・電飾設置	臨時電灯	広告看板等	警備等	シャトルバス	前夜祭照明等
短い工期の中での作業が必要	○	○		○			○
特殊な知識や技術が必要	○	○					
必要な資材を一部所有しているため他の事業者より低い金額で実施が可能	○	○		○			○
一事業者では人員等の確保が困難					○	○	
電気受給契約に伴う臨時工事			○				

【地方自治法施行令第167条の2】

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

5 支出・有料演舞場

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
有料演舞場事業費	173,900	156,819	153,360	126,037	143,200	131,523	5,486	△ 25,296
市役所前	—	30,743	—	30,005	—	29,517	△ 488	△ 1,226
藍場浜	—	62,013	—	32,694	—	38,285	5,591	△ 23,728
紺屋町	—	34,280	—	34,074	—	34,765	691	485
南内町	—	29,783	—	29,264	—	28,956	△ 308	△ 827

(単位 千円)

		棧敷設置	電気工事	看板設置	雑踏警備等	販売手数料	放送・トイレ・ 廊下	その他	計
H28	市役所前	9,180	6,493	5,748	2,631	1,430	1,208	4,053	30,743
ア	藍場浜	8,838	5,761	7,315	2,164	3,323	1,313	33,299	62,013
	紺屋町	8,284	9,268	4,843	2,610	1,669	1,301	6,305	34,280
	南内町	7,942	5,710	4,966	1,958	1,960	1,526	5,721	29,783
	計	34,244	27,232	22,872	9,363	8,382	5,348	49,378	156,819
H29	市役所前	9,180	6,504	4,455	2,566	1,271	1,219	4,810	30,005
イ	藍場浜	8,838	5,818	5,991	2,247	3,034	1,313	5,453	32,694
	紺屋町	8,284	9,302	4,726	2,523	1,390	1,301	6,548	34,074
	南内町	7,751	5,710	3,994	2,039	1,968	1,526	6,276	29,264
	計	34,053	27,334	19,166	9,375	7,663	5,359	23,087	126,037
H30	市役所前	9,180	6,648	4,349	3,073	934	1,276	4,057	29,517
ウ	藍場浜	8,838	5,856	5,909	2,359	2,742	1,259	11,322	38,285
	紺屋町	8,284	9,422	4,447	2,260	1,220	1,350	7,782	34,765
	南内町	7,751	5,746	3,750	2,920	1,497	1,250	6,042	28,956
	計	34,053	27,672	18,455	10,612	6,393	5,135	29,203	131,523
差引	市役所前	0	144	△ 106	507	△ 337	57	△ 753	△ 488
30-29	藍場浜	0	38	△ 82	112	△ 292	△ 54	5,869	5,591
ウ-イ	紺屋町	0	120	△ 279	△ 263	△ 170	49	1,234	691
	南内町	0	36	△ 244	881	△ 471	△ 276	△ 234	△ 308
	計	0	338	△ 711	1,237	△ 1,270	△ 224	6,116	5,486
差引	市役所前	0	155	△ 1,399	442	△ 496	68	4	△ 1,226
30-28	藍場浜	0	95	△ 1,406	195	△ 581	△ 54	△ 21,977	△ 23,728
ウ-ア	紺屋町	0	154	△ 396	△ 350	△ 449	49	1,477	485
	南内町	△ 191	36	△ 1,216	962	△ 463	△ 276	321	△ 827
	計	△ 191	440	△ 4,417	1,249	△ 1,989	△ 213	△ 20,175	△ 25,296

【収支】

		チケット収入ア	支出 イ	差引 アーイ
H28	有料演舞場事業費	164,548	156,819	7,729
H29	有料演舞場事業費	162,321	126,037	36,284
H30	有料演舞場事業費	130,747	131,523	△ 776
	市役所前	18,850	29,517	△ 10,667
	藍場浜	55,649	38,285	17,364
	紺屋町	25,618	34,765	△ 9,147
	南内町	30,630	28,956	1,674

6 支出・選抜阿波おどり

(単位 千円)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		差引	
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額・概算	当初予算額	決算見込額	30決-29決	30決-28決
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	カーエ	カーイ
選抜阿波おどり事業費	35,350	32,393	33,694	32,594	33,000	31,294	△ 1,300	△ 1,099
前夜祭	—	17,976	—	17,334	—	17,994	660	18
選抜阿波おどり	—	14,417	—	15,260	—	13,300	△ 1,960	△ 1,117

(単位 千円)

		出演料	会場使用料	照明委託	運営支援	販売手数料	音響委託	その他	計
H28	前夜祭	4,000	4,579	3,324	2,082	1,498	1,534	959	17,976
ア	選抜	5,784	3,246	1,849	678	0	0	2,860	14,417
	計	9,784	7,825	5,173	2,760	1,498	1,534	3,819	32,393
H29	前夜祭	4,000	4,342	3,502	2,146	801	1,534	1,009	17,334
イ	選抜	5,784	3,421	1,974	678	753	0	2,650	15,260
	計	9,784	7,763	5,476	2,824	1,554	1,534	3,659	32,594
H30	前夜祭	3,050	3,974	3,668	2,115	824	1,653	2,710	17,994
ウ	選抜	5,784	3,497	1,834	705	926	0	554	13,300
	計	8,834	7,471	5,502	2,820	1,750	1,653	3,264	31,294
差引	前夜祭	△ 950	△ 368	166	△ 31	23	119	1,701	660
30-29	選抜	0	76	△ 140	27	173	0	△ 2,096	△ 1,960
ウ-イ	計	△ 950	△ 292	26	△ 4	196	119	△ 395	△ 1,300
差引	前夜祭	△ 950	△ 605	344	33	△ 674	119	1,751	18
30-28	選抜	0	251	△ 15	27	926	0	△ 2,306	△ 1,117
ウ-ア	計	△ 950	△ 354	329	60	252	119	△ 555	△ 1,099

【収支】

		チケット収入ア	支出 イ	差引 アーイ
H28	計	32,366	32,393	△ 27
H29	計	35,600	32,594	3,006
H30	前夜祭	15,933	17,994	△ 2,061
	選抜	17,181	13,300	3,881
	計	33,114	31,294	1,820

7 無料演舞場・シャトルバス・臨時駐車場

(1) 無料演舞場

	収入			支出 イ	差引 アーイ
	市補助金	県補助金	計 ア		
H30 無料演舞場事業費	7,196	6,000	13,196	31,476	△ 18,290

(2) シャトルバス

① 利用者数

料金: 大人100円、小学生未満 無料

	12日	13日	14日	15日	計	収入
マリンターミナル	4,874人	3,713人	3,182人	870人	12,639人	1,230千円
吉野川河川敷き	7,675人	6,053人	6,106人	2,004人	21,838人	2,135千円
計	12,549人	9,766人	9,288人	2,874人	34,477人	3,365千円
収入	1,184千円	918千円	966千円	297千円	3,365千円	

② 配車台数

	12日	13日	14日	15日	計	支出
マリンターミナル	20台	18台	14台	12台	64台	9,833
吉野川河川敷き	20台	18台	14台	12台	64台	18,665
計	40台	36台	28台	24台	128台	28,498

③ シャトルバス収支

	収入				支出 イ	差引 アーイ
	収入	市補助金	県補助金	計 ア		
H30 シャトルバス事業	3,365	7,549	3,320	14,234	28,498	△ 14,264

(3) 臨時駐車場

料金: 車1,200円、バイク100円

施設名(収容台数)		12日	13日	14日	15日	計	収入	支出	収支
実行委員会	東富田公園(100台)	102台	111台	117台	111台	441台	523	20人 1,078	△ 555
	西富田公園(60台)	72台	81台	91台	40台	284台	340	16人 950	△ 610
	富田小学校(350台)	247台	233台	234台	120台	834台	1,027	28人 1,851	△ 824
	新町小学校(250台)	338台	356台	350台	296台	1,340台	1,590	36人 1,917	△ 327
	徳島中学校(350台)	297台	303台	281台	57台	938台	1,648	40人 2,073	△ 425
	計(1,110台)	1,056台	1,084台	1,073台	624台	3,837台	4,605	140人 7,869	△ 3,264
	収入 千円	1,259	1,315	1,286	745	4,605			
地域	富田中央公園(100台)	110台	105台	107台	91台	413台			
	内町小学校(350台)	359台	367台	365台	314台	1,405台			
	計(450台)	469台	472台	472台	405台	1,818台			
合計	1,525台	1,556台	1,545台	1,029台	5,655台				

↑人数は警備延べ人数

### 3 阿波おどり事業検証有識者会議開催概要

	日時	議題等
第1回	平成30年9月28日(金) 午後6時00分～8時30分	〔議題〕 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱について 平成30年度阿波おどり事業について  資料1 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱(案) 資料2 阿波おどり開催に向けての組織体制 資料3 平成30年度阿波おどり事業計画 資料4 阿波おどりの総括について 資料5 人出の状況について 資料6 チケットの販売状況について 資料7 阿波おどり振興協会の総おどり強行について 資料8 阿波おどり事業の検証方法について
第2回	平成30年10月31日(水) 午後4時00分～6時20分	〔議題〕 阿波おどり事業の検証について  資料1 阿波おどり事業の決算見込みについて 資料2 2019年度阿波おどりの開催に向けて 資料3 阿波おどり実行委員会等の議論について 資料4 他の祭りの開催状況について
第3回	平成30年11月30日(金) 午後4時00分～6時15分	〔議題〕 阿波おどり事業の検証について  資料1 前回会議での質問事項等について 資料2 議論の取りまとめに向けて
第4回	平成30年12月21日(金) 午後4時00分～6時50分	〔議題〕 阿波おどり事業の検証について  資料1 阿波おどり事業検証結果についての提言書 (中間報告：開催概要関係)(案) 資料2 議論の取りまとめに向けて 資料3 平成30年度阿波おどり実行委員会決算書 (平成30年12月21日時点)
第5回	平成31年1月7日(月) 午前9時00分～11時30分	〔議題〕 阿波おどり事業の検証について  資料1 前回会議の質問事項等 資料2 阿波おどり事業検証結果についての提言書 (素案) 概要・別紙
第6回	平成31年1月23日(水) 午後4時00分～5時45分	〔議題〕 阿波おどり事業の検証について  資料1 阿波おどり事業検証結果についての提言書(案) 概要・別紙

4 阿波おどり事業検証有識者会議委員名簿

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
岡本真一郎	株式会社ホテルグランドパレス 代表取締役社長
木村高大	株式会社日本旅行徳島支店 支店長
清水理	本家大名連 連長
竹中淳二	公益財団法人徳島経済研究所 理事事務局長
豊永寛二	小出・豊永法律事務所 弁護士
福山優	税理士法人福山会計 公認会計士

## 5 阿波おどり事業検証有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 平成30年度阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業検証有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、課題について専門的見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

### (組織)

第3条 有識者会議は、別表に定める委員をもって構成する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から実行委員会に提言する日までとする。

### (委員長等)

第5条 有識者会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第8条 有識者会議の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

### (必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。